

(HP 掲載・4/21 までの案)

3月 日発信

※ 重要なお知らせ

埼玉県では、緊急事態宣言解除後におきまして、3月31日まで段階的緩和措置等を行っておりますが(3/22 発信の「重要なお知らせ」参照)、4月1日以降につきましても期間を定めて実施することになりました。

本館といたしましては、「[埼玉県における4月1日以降の段階的緩和措置等について](#)」(埼玉県 HP 参照)の実施を受けまして、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、次のとおりのご利用とさせていただきますので、引き続き皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

また、今後のご利用について変更等がありましたら、適宜、本館ホームページ等によりお知らせいたします。

1 実施期間 令和3年4月1日(木)～4月21日(水)

2 利用内容

- ① 施設利用に当たりましては、施設利用の条件(一定の行為禁止)を厳守し、感染対策を徹底することで、午後9時まで利用可能とします。
- ② 実施期間における「貸館利用(新規予約)」「各教室・月例稽古」及び「個人利用」は可能といたします。
ただし、従前どおり「個人利用」については人数制限があります。
- ③ なお、催物(イベント等)の開催制限(人数上限等)は、4月18日(日)までとなります。

3 今後の見込

- ・ 令和3年4月22日(木)からのご利用につきましては、感染防止対策を実施することにより、通常どおりとする予定です。
- ・ ただし、新型コロナウイルスの感染症拡大状況等により国・県の動向によっては、中止や時間短縮、人数制限などの利用制限がなされる場合があります。

4 お問い合わせ

- ・ お問い合わせは、午前9時～午後8時までにお問い合わせいたします。